情　報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　2

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　4

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　・・・　6

令和元年11月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和元年11月12日
（２）事業者の氏名又は名称	小田急バス株式会社（法人番号：1012401021275）　代表者　抱山洋之
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　東京都調布市仙川町2-19-5 （狛江営業所）東京都狛江市中和泉5-17-23
（４）行政処分等の内容	文　書　警　告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
（６）違反行為の概要	令和元年6月3日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　0点 当該事業者の累積点数　0点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和元年11月12日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和元年11月12日
（２）事業者の氏名又は名称	京浜急行バス株式会社（法人番号：4010401050085）　代表者　平位武
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横浜市西区高島1-2-8 （衣笠営業所）神奈川県横須賀市衣笠栄町3-1-4
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　20日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	平成31年3月7日及び平成31年4月8日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　2点 当該事業者の累積点数　14点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和元年11月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

（１）行政処分等の年月日	令和元年11月12日
（２）事業者の氏名又は名称	横バス観光株式会社（法人番号：4021001041283）　代表者　市川壽一
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　神奈川県横須賀市内川2-1-22 （本社営業所）神奈川県横須賀市内川2-1-22
（４）行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
（６）違反行為の概要	令和元年8月28日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　5点 当該事業者の累積点数　13点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

令和元年11月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	令和元年11月12日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社ＡＮＹヨシクニ観光（法人番号：8380002015612）　代表者　古森義久
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）　埼玉県比企郡滑川町山田2185-2 （千葉営業所）　千葉県山武郡芝山町大台2822-7
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　340日車
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
（６）違反行為の概要	平成30年12月20日及び平成30年12月28日、区域拡大を端緒に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)乗務等の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条第1号)、(13)書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)、(14)休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第6号)
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　34点 当該事業者の累積点数　34点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　〈令和元年10月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数（関東運輸局管内）	営業所点数（当該行政処分により付された違反点数）
20191001	土浦タクシー株式会社（法人番号1050001009456） 代表者　小城　豊	茨城県土浦市大和町８－１０	本社営業所	茨城県土浦市大字粕毛６５７－９	輸送施設の使用停止（157日車）	道路運送法（以下、運送法）第27条第3項、道路運送車両法（以下、車両法）第48条	平成31年2月13日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)定期点検整備の未実施(車両法第48条)、(9)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	16	16
20191016	有限会社染谷交通（法人番号1040002090415） 代表者　染谷　實	千葉県柏市北柏２－１１－９	本社営業所	千葉県柏市北柏２－１１－９	輸送施設の使用停止（40日車）	運送法第27条第3項	平成31年3月5日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	4	4
20191016	飛鳥交通第二株式会社（法人番号5011401000211） 代表者　川野　繁	東京都板橋区舟渡３－２２－７	本社営業所	東京都板橋区舟渡３－２２－７	輸送施設の使用停止（10日車）	運送法第27条第3項	令和元年5月13日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1
20191023	小川交通有限会社（法人番号7050002036865） 代表者　渡部　大輔	茨城県守谷市高野６４６－１	本社営業所	茨城県守谷市高野６４６－１	輸送施設の使用停止（40日車）	運送法第27条第3項、車両法第48条、運送法第30条第2項	平成31年1月21日及び平成31年1月31日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備の未実施(車両法第48条)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)	4	4

20191023	桶川タクシー有限会社（法人番号8030002055569） 代表者　大野　顕	埼玉県桶川市南１－２－２３	本社営業所	埼玉県桶川市南１－２－２３	文書警告	運送法第27条第3項	令和元年9月5日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20191025	親切タクシー株式会社（法人番号1011301020296） 代表者　山野　直也	東京都杉並区堀ノ内１－８－２５	本社営業所	東京都杉並区堀ノ内１－８－２５	文書警告	運送法第27条第3項	令和元年10月25日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20191030	日吉交通株式会社（法人番号5011801004084） 代表者　日暮　芳春	東京都葛飾区堀切１－４２－１８	本社営業所	東京都葛飾区堀切１－４２－１８	文書警告	運送法第27条第3項	令和元年10月30日、公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

注　違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）